

ポイント

(令和6年度漁業信用保険業務運営の検証委員会の結果)

1. 趣旨

令和6年度計画において「業務運営の検証委員会で検証する」こととしている取組の他、令和5年度検証委員会の開催に際し検証対象とすることとした取組について、検証を行った。

2. 検証の結果

(1) 社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受けへの対応について、以下を確認した。

○ 漁業経営改善制度・浜プラン・海業等の水産施策の動向や水産関連技術等に係る情報を収集し、資金ニーズの的確な把握に努めるとともに、「重点的に引受けを推進する対象」に係る基金が果たすべき役割及び対応方針についての検討を進めていること

○ 漁業信用保証保険事業助成金による基金協会の保証推進への支援、漁業経営改善制度による融資・保証引受け推進に係るJFマリンバンク及び基金協会との連携、基金協会と共同で作成したパンフレットやカレンダーなどの制度普及媒体の活用、基金協会ブロック会議への対応など、関係機関と連携した取組を行っていること

○ これら基金協会への支援や関係機関との連携等の取組について、必要な検討を行いつつ、引き続き、取り組む必要があること

(2) 保険事故率の低減に向けた取組の実施への対応について、以下を確認した。

ア 保険引受審査について

- 大口保険引受案件について、財務諸表等による信用リスク分析や財務の不良性確認による実態把握など、引受審査が適正に行われていること
- 大口事前協議において、適正な運転資金の規模など、基金協会の審査判断等が的確か検証し、意見交換を行うほか、審査事例を「大口保証事前協議における信用基金の審査視点」として基金協会に示し、引受審査の目線や留意ポイント等を共有し、基金協会の的確な保証審査の促進に取り組んでいること
- 大口保険引受案件の的確な審査、大口事前協議を通じた基金協会による的確な保証審査の促進に係る取組について、事故率低減に有効と考え得ること、また、必要に応じて改善しつつ継続することが適切であること

イ 期中管理について

- 令和5年度に定めた「期中管理強化に向けた共通審査項目と期中管理の行動指針」に関し、各領域の融資機関及び保証機関による協議を実施し、今後の期中管理運用方針の確認を行ったこと
- 今後の取組として、延滞等データを活用した延滞率のトレンド等の把握によるモニタリング先の選定等の事故率低減に向けた対応が求められること

(3) 適切な求償権の管理・回収の取組の促進への対応について、以下を確認した。

- 求償権の償却等を行う場合についての考え方や具体的な手順等の指針（ガイドライン）の作成の一環として、基金協会による求償権のサービサー譲渡を可能とする「求償権の免除等の規程（例）」の見直しについて、全国漁業信用基金協会と検討し、

水産庁の了承を得たこと

- 償却等の判断を円滑にするため、基金協会の「求償権償却基準（例）」及び「管理停止基準（例）」の見直しについて、全国漁業信用基金協会と検討を進めていること
 - 令和7年度のガイドラインの作成に向けて、これら取組を進める必要があること
- (4) その他事務処理の適正かつ迅速な実施への対応について、以下を確認した。
- 令和6年度上半期における各事務（大口保険引受事前協議、保険金支払審査、短期資金貸付審査事務）について、いずれも標準的な処理の期間内に案件を処理したこと
 - 各基金協会に毎年の提出を求めている求償権回収計画の提出様式の簡素化、および漁保システムへの保険料計算書等一括ダウンロード機能の実装と郵送廃止によるペーパーレス化など、業務効率化を図ったこと
 - 事務の適正な処理や手続きの簡素化について、今後も継続的な取組が求められること

以上

令和6年度漁業信用保険業務運営の検証について

I 趣旨

第5期中期計画及び令和6年度計画の規定に基づき「社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け」に係る業務の成果について、及び令和6年度計画の規定に基づき「漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保」のうち「その他事務処理の適正かつ迅速な実施」に係る業務の成果について、検証を行った。

併せて、令和5年度の検証委員会開催に際して検証対象とすることとした「漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保」のうち「保険事故率の低減に向けた取組の実施」及び「適切な求償権の管理・回収の取組の促進」に係る業務についても、中期目標の実現を図る観点から検証を行った。

それぞれの検証の結果は、以下のとおり。

II 社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け

1. 海洋環境や漁船漁業の構造変化、成長が見込まれる分野の動向等を踏まえた新たな資金ニーズの的確な把握／重点的に引受けを推進する対象の選定

(1) 取組状況

- 令和5年度に選定した「重点的に引受けを推進していく対象等」について、
- 一 水産庁等の関係機関からの聴取やJFマリンバンク水産業連絡会議への参加等により、漁業経営改善制度・浜プラン・海業等の水産施策の動向や水産関連技術等に係る情報を収集し、資金ニーズの把握に努めている。
 - 一 引受け推進において基金が果たすべき役割及び対応方針について、保証保険制度の仕組みや最近の引受状況等を踏まえた検討を行った。今後、主務省との確認を行い最終化する。
 - 一 漁業信用保証保険事業助成金（漁業信用基金協会の保証推進等の取組強化を目的に毎年交付）について、漁業経営改善制度利用者向け保証推進の取組等への支援を強化することとし、各基金協会に通知した。

なお、今年度の主な取組対象としている「漁業経営改善制度」及び「浜プラン」についての取組状況の概要は、以下のとおり。

①漁業経営改善制度

JFマリンバンク中期戦略において、令和6年度の取組として経営改善漁業者

の新規認定85経営体（新規融資規模70億円程度）との目標が掲げられており、これに伴う保証・保険の引受推進を図ることとした。

具体的には、認定漁業者を対象に保証料を助成する国の「漁業者保証円滑化対策事業」を有効活用しつつ、融資需要に適切に対応し保証・保険引受の推進が図られるよう、協会に対し時限的な保証料率の引下げの検討を提案し、その実現に向け協議した。この他、上記のとおり、漁業信用保証保険事業助成金による支援を強化することとした。

②浜プラン

浜プランの保証引受推進への活用の検討のため、神奈川県及び鹿児島県を対象に現地調査を実施した。

現地調査の結果として、浜プランの計画と実施状況との乖離など浜プランを保証推進に活用する上での課題が把握された。一方で、浜プラン関連補助事業（漁船リース・機器導入支援）について、1～2年先の事業利用希望者が把握されているといった、保証推進への活用が期待できる実態も把握された。また、漁業近代化資金について、県の予算措置により設けられている毎年の融資枠が融資・保証引受の制約になっているとの課題も把握された。

(2) 今後の対応

引き続き、新たな技術や取組の普及状況や融資・保証の活用状況を収集し、資金ニーズや保証ニーズの的確な把握に努めるとともに、主務省と確認した信用基金の役割と明確な対応方針に基づく関係機関との情報交換、基金協会の保証推進への支援等を実施することが適当。

また、漁業信用保証保険事業助成金については、本年度の取組の結果も踏まえつつ、より効果的な活用が図られるよう努める必要。

浜プランの活用については、現地調査において課題が把握されたことから、追加的な調査等の必要性も含め、保証推進における活用の可能性について、さらなる検討が必要。

2. 行政機関、漁業信用基金協会、融資機関、関係団体等と連携した利用促進

(1) 取組状況

漁業信用基金協会と共同で作成したパンフレット「漁業信用保証制度のご案内」及び「2025年カレンダー」について、信用基金及び基金協会による制度普及媒体として関係先に配布し、行政や系統団体、融資機関、漁業者への漁業信用保証保険制度の周知に活用した。

また、基金協会ブロック会議（北海道・東北地区及び九州地区）に参加し、保険料率の考え方や大口事前協議に係る手続き、漁業信用保証保険事業助成金の運用方針等について意見交換を行い、関係者の理解促進や共通認識の醸成といった成

果が認められた。年度内に、他の地区においても実施する予定。

(2) 今後の対応

基金協会ブロック会議等における意見交換については、円滑な業務推進や業務の質の向上といった効果が期待できることから、積極的に実施すべき。

また、パンフレット等の媒体については、制度の周知や関係先とのコミュニケーションを促進する基本的ツールであることから、必要に応じて更新・作成し、積極的に活用することが適当。

Ⅲ 保険事故率の低減に向けた取組の実施

1. 保険引受審査について

(1) 大口保険引受案件の財務状況等の信用リスクに応じた引受審査について

① 取組状況

上半期に申請のあった大口事前協議全件（23件）について、提出された財務諸表等をもとに信用リスクを分析し、必要に応じて財務の不良性の詳細を確認して実態把握を行うなど適正な審査に努め諾否の判断を行った。

② 今後の対応

上記取組を継続しつつ、必要に応じて取組み内容の改善を図ることが、事故率の低減に向けた取組として求められる。

(2) 運転資金の適正な引受規模の考え方等に沿った引受実施について

① 取組状況

上半期に申請のあった運転資金に係る大口事前協議全件（6件）について、資金の必要性、金額の妥当性、返済確実性の観点から、資金繰り計画や操業計画等を精査し、運転資金の適正規模を検証した上で審査を行い、必要に応じて融資機関等が行う期中管理等の状況確認を行った。

その結果、全案件、旧債振替に該当するものはなく、適正規模の範囲内の運転資金であることが確認された。

また、大口事前協議応諾時に申送りにより協会に対して報告を求めている案件については、被保証人の状況に応じて協会と意見交換等を行い、期中管理等についての認識共有に努めた。

② 今後の対応

大口事前協議を通じて、運転資金の引受審査対応を確認することにより、基金協会における的確な引受審査に繋げることが、事故率の低減に効果があると考え得ることから、継続的に取組むことが適当。

(3) 漁業信用基金協会に適確な保証審査を促す取組について

① 取組状況

全ての大口事前協議案件について、「審査のポイント」を活用し、基金協会の保証審査の判断、説明が適確に行われているか検証を行い、必要に応じて、償還の蓋然性の判断に必要な事業計画の評価に関する意見交換（ストレス掛けの必要性等）を行い、基金協会に適確な保証審査を促した。

また、基金協会と信用基金での審査の目線合わせや、保証引受審査の際に留意いただきたい審査ポイント等の共有を図るため、令和5年度に大口事前協議を行った案件に焦点を当てて、事例ごとに審査内容等を整理した「大口保証事前協議における信用基金の審査視点」を作成し、基金協会に提示した。

② 今後の対応

大口事前協議を通じた基金協会との意見交換等を行い、引き続き適確な保証審査を促すことは、事故率低減に有効と考え得るため、取組を継続することが適当。

2. 期中管理について

関係機関との適切な役割分担による望ましい期中管理の実現に向けて、令和5年度、「期中管理強化に向けた共通審査項目と期中管理の行動指針」を定め、この運用について各地域の融資機関及び保証機関における協議を要請した。今年度は以下の取組みを行った。

(1) 取組状況

各地域の融資機関及び保証機関の協議結果を関係機関が取りまとめ、今後の期中管理運用方針を確認した。取りまとめ結果から明らかになった関係機関と地域における問題点等について、融資・保証機関で実態確認を行った結果、報告に齟齬があったが、方針に違いの無いことが確認できた。

(2) 今後の対応

各地域の期中管理方針を踏まえ、延滞等データを活用し、延滞率のトレンド等を把握した上で、モニタリング先を選定するとともに、フォロー等の対応を関係機関と検討していくことにより、事故率低減に向けた取組を進めることが求められる。

IV 適切な求償権の管理・回収の取組の促進

令和5年度に基金協会における求償権の固定化の状況等の実態調査や、他の保証機関における求償権の管理状況についての調査を行い、償却等を行う場合（タイミング）についての考え方や具体的な手順等の指針（ガイドライン）の骨格を整理し、基金協会に示したところであり、今年度は以下の取組を行った。

1. 取組状況

ガイドラインの作成に向けて、求償権のサービサーへの譲渡を可能とするため基

金協会の求償権の免除等の規程（例）の見直しを全国漁業信用基金協会とともに検討し、水産庁の了承を得た。

また、償却等の判断を難しくし、償却等をためらう要因となり得る規定がないか、基金協会の求償権償却基準（例）及び管理停止基準（例）の見直しについて、全国漁業信用基金協会とともに検討を進めている。

2. 今後の対応

基金協会の求償権に係る規程（例）の見直しを全国漁業信用基金協会とともに検討し水産庁へ提案する等、令和7年度のガイドラインの作成に向け、取組を進める必要。

V その他事務処理の適正かつ迅速な実施

利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上のため、主に以下の取組を実施し、事務処理の適正化及び簡素化を図った。

1. 漁業信用保険業務に関する各事務の処理状況

(1) 取組状況

年度計画において、保険引受け及び保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、中期計画に定める標準的な処理の期間又は日程内に確実に案件の処理を行うこととしており、いずれの事務についても計画的に処理を進めた。

【定量的指標の達成状況】

令和6年度上半期における定量的指標の達成状況は、表2のとおりである。

いずれの事務についても、処理率100%であり、指標値（処理率80%）を大きく上回った（表）。

表 標準的な処理の期間・日程及び各事務の処理状況

| | 標準的な処理の期間・日程 | 対象件数 | 標準的な処理の期間・日程内の処理件数 | 処理率 |
|-------------------------|-----------------|----------|--------------------|--------|
| 大口保険引受事前協議 | 10 営業日 | 23 件 | 23 件 | 100% |
| 保険金支払審査 | 22 営業日 | 12 件 | 12 件 | 100% |
| 短期資金貸付審査 | 借入申込書受理後 3 営業日 | 1 件 | 1 件 | 100% |
| 保険通知の処理・保険料徴求 | | | | |
| 協会からの保険料納付期限 | 毎月末日まで | 24 件 | 24 件 | 指標設定なし |
| 協会からの保険通知書等提出期限 | 前月 20 日まで | 20,037 件 | 20,037 件 | 〃 |
| 信用基金からの保険料支払請求書の送付 | 納付月の 15 日頃 | 24 件 | 24 件 | 〃 |
| 納付回収金の収納 | | | | |
| 協会からの回収納付金の納付期限 | 毎月末日まで | 23 件 | 23 件 | 〃 |
| 協会からの(前々月の)求償権回収実績の報告期限 | 前月末まで | 23 件 | 23 件 | 〃 |
| 信用基金からの回収金納付通知書の発出 | 納付月の 15 日頃 | 23 件 | 23 件 | 〃 |
| 長期資金貸付審査 | | | | |
| 協会からの借入申込書の提出期限 | 貸付予定日の 7 営業日前まで | 11 件 | 11 件 | 〃 |

(2) 今後の対応

今後も、保険引受及び保険金支払等に係る各事務について、標準的な処理の期間又は日程に従って確実に処理を行うことが求められる。

2. 漁業信用保険業務に関する手続の簡素化状況

(1) 取組状況

① 様式の簡略化について

毎年、基金協会ごとに作成する求償権回収計画の提出様式について、事務の簡素化が可能か検討を行い、基金協会へアンケートを行った。

その結果、提出様式を求める内容が把握できる資料に代替することは、負担軽減に繋がり、見直し後の事務も支障ないとの意見が大半を占め、反対する意見もなかったことから、漁業保証保険取扱要領について所要の改正を行った。

② 郵送事務廃止について

ペーパーレス化及び業務効率化の観点から紙媒体の郵送廃止を目的とし、各基金協会・支所で保険料計算書等資料を電子媒体で容易に一括ダウンロードできる機能を令和6年9月に漁保システムに実装した。

これにより令和6年12月以降は当該資料の郵送が廃止され、紙媒体及び郵送に係る事務負担が削減される。

(2) 今後の対応

基金協会の事務負担軽減と業務の質的向上に資する観点から、さらに、より幅広い事務手続の簡素化等の可否について、業務における気づきや課題を整理し、必要に応じて取扱要領、マニュアル等の見直し・整備を行うなど、継続的な取組が求められる。